

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、飯能市建設工事一般仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名 : 令和7年度公共下水道管路施設修繕・改築工事
- (2) 工事箇所 : 飯能市東町地内

(工事カルテ作成・登録)

第3条 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後(工事完成検査合格後)10日以内(いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)に、訂正時は速やかに(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録をおこなうものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(工期)

第4条 本工事の工期は、契約書に明示された期間とする。

- 2 本工事箇所の近隣に住宅などがあることから工事着手前に、施工時期・施工時間等について協議を行った上で工事を行うこと。

(設計図書の照査等)

第5条 本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督員に確認できる資料を書面により提出するものとする。

- 2 上記照査は、飯能市建設工事請負約款第18条に基づくものとし、設計変更の対象とする。

(施工計画)

第6条 施工に先立ち、本工事の施工条件を十分検討の上、施工順序、工程、工法について、安全が確保されるよう総合的な視点で施工計画を立案し、監督員の承認を受ける

ものとする。

- 2 特に車両規制について、工事による交通の危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について、十分検討すること。

(環境対策)

第7条 本工事に施工にあたっては、低騒音建設機械を使用するものとする。

(建設副産物)

第8条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、第2条に定める工事について再生資源利用[促進]計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用[促進]実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同 契約書の写しを処理計画に添付する。

3 また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

4 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

(受領書の交付)

第9条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第10条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第11条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第10条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第12条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(建設廃棄物の再資源化等)

第13条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付することができる。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(下水汚泥の搬出)

第14条 受注者は、管内清掃で発生した下水汚泥を次のとおり処理するものとする。また、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員の承認を得るものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥、0.3m³
 - ・中間処理施設 狭山市広瀬台2丁目12-13 大丸商事(株)
- 2 受注者は、下水汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
 - 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
 - 4 受注者は、下水汚泥の搬出に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
 - 5 受注者は、施工計画書において、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
 - 6 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。
 - 7 下水汚泥量については、清掃延長が変わる場合を除き原則として設計変更の対象としないものとするが、処分量が著しく異なった場合は設計変更の対象とする。
 - 8 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

(住民への周知徹底)

第15条 工事施工に先立ち、地元自治会および住民等に対して、パンフレット等の配布や工事看板の設置等を行い、工事について、周知徹底を図ること。

(創意工夫)

- 第16条 工事成績評定においての高度技術、創意工夫または地域社会への貢献(以下「創意工夫等」という)に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督員あてに提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとする。
- 2 実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

(交通誘導警備員)

第17条 交通誘導警備員については、下表の配置人数を想定して計上した。

2 現場条件に変更等が生じた場合、または実際の交通状況から、特に必要と認められた場合は、その対策等について設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	交代要員の有無
現道	交通誘導員B	3名/日	有

(仮設)

第18条 受注者は、仮設を行う場合は関係法規を遵守し、事前に施工に適した仮設計画を策定し、監督員の承諾を得なければならない。

(その他)

第19条 施工する上で不明な点、施工数量等の変更や疑義がある場合は、その都度、監督員と協議するものとする。

下水道管更生工事（自立管）特記仕様書

第1節 一般事項

1.1 適用

1. 本特記仕様書は、下水道管きよの更生工事に対して、下水道本管を自立管により更生させる工事に適用するものである。
2. 本特記仕様書に特に定めのない事項については、埼玉県土木工事共通仕様書の規定によるものとする。

1.2 適用工法

1. 本特記仕様書の適用工法は、自立管の反転工法と形成工法である。
2. 受注者は、工法を採用するに当たっては公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず、『管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）』で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。

第2節 施工の条件

2.1 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- ①工事名称
- ②工事箇所
- ③路線番号
- ④施工延長（管きよ延長）
- ⑤既設管種
- ⑥既設管内径
- ⑦既存管勾配
- ⑧更生後の断面

2.2 施工現場の条件

受注者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。

- ①道路状況
- ②道路使用許可条件
- ③周辺環境
- ④進入路状況
- ⑤気象・気温

- ⑥仮排水
- ⑦施工時間規制
- ⑧排水条件
- ⑨流下水量・水位
- ⑩地下水位
- ⑪酸素・硫化水素濃度

2.3 既設管調査・前処理

1. 受注者は、下水道管きよの更生工事に先立ち既設管きよ内を洗浄するとともに、既設管きよ内を目視又はTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は内径、延長、調査方法、取付管突出し処理、浸入水処理、侵入根処理およびモルタル除去とし、その結果をまとめ監督員に提出しなければならない。

また、現地調査及びテレビカメラ調査の結果、接続先不明もしくは未使用の取付管があった場合には、監督員に報告し、その対応を協議の上決めるものとする。

2. 受注者は既設管きよ調査の結果、更生管のシワ発生等が懸念される場合など前処理工の必要がある場合には、監督員と協議し、管きよ更生工事に支障がないように切断・除去等により処理しなければならない。なお、いかなる除去物についても下流に流してはならない。

第3節 更生管の仕様

3.1 更生管厚

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出しなければならない。

1. 更生管きよの評価

既設管きよの耐荷能力を見込まないこととする。

2. 荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。なお、鉛直土圧については周辺地盤が乱される場合を想定し、土被り2mまでは直土圧公式の土圧を、それ以上の土被りの場合は、2m時の直土圧公式の値とヤンセン公式(仮想掘削溝幅は既設管内径)の値のうち大きい方を採用するものとする。

3. 更生管厚の算定式

『下水道用硬質塩化ビニル管 (J SWAS K - 1)』および『下水道用強化プ

ラスチック複合管（J S W A S K - 2）』によるものとする。

3.2 材料特性（物性値）

受注者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能（外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数）、耐ストレーンコロージョン性（ガラス繊維を使用しているもの）、耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性（ガラス繊維を使用していないもの）、水密性および水理性能について公的審査証明機関等の審査証明を得たものまたはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

第4節 施工計画

4.1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い、次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 施工工法（※）
- ⑤ 材料設計および水理性能評価
- ⑥ 材料品質証明の内容
- ⑦ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑧ 材料の運搬方法
- ⑨ 主要機械
- ⑩ 主要資材
- ⑪ 前処理計画（※）
- ⑫ 施工方法（※）
- ⑬ 施工管理計画（工程管理、出来形管理、品質管理、写真管理等）（※）
- ⑭ 安全・衛生管理
- ⑮ 緊急時の体制及び対応
- ⑯ 交通管理
- ⑰ 環境対策
- ⑱ 現場作業環境の整備
- ⑲ 工事記録等の管理
- ⑳ その他、監督員の指示事項等

※：更生工法は、採用工法により施工方法等が異なっており、また殆どの工法が現場で完成品（更生管）を構築する。したがって、施工にあたっては、工法毎に定められた施工手順、管理手順、管理値があり、また必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。また、現場条件によっては、通常の方法がとれない場合もあり、施工計画書は個別の現場条件に適正な記載内容とする。

4.2 職務分担および緊急時の連絡体制

1. 主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
2. 受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。

なお、専門技術者の技能講習終了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。

4. 受注者は、本社責任者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

4.3 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の策定にあたって設計図書をはじめ「工事概要」「施工現場の条件」「既設管調査・前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

4.4 施工工法

受注者は、管きょ更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

4.5 その他の留意事項

1. 受注者は、準備工、片付け工及び地先排水の水替えなどについても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、柵の位置を確認し、使用する主要

資機材を明記し監督員に提出しなければならない。

2. 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

第5節 施工管理

5.1 施工管理

1. 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。
 - ①工程
 - ②安全・衛生
 - ③施工環境
2. 受注者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させなければならない。
3. 受注者は、現場状況等により施工計画書に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するとともに、施工計画書の変更を行わなければならない。

5.2 工程管理

受注者は、毎月末、任意の様式により、工事進捗状況を監督員に報告しなければならない。

5.3 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、**労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱**等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

1. 下水道管きよ更生工法における安全管理
 - 1) 有資格者の適性配置
 - 2) 下水道管内作業に適した保護具の着用
 - 3) 施工前の安全対策（情報収集）
 - 4) 施工時の安全対策
 - 5) 周辺環境への対策
 - 6) 災害防止についての対策
2. 酸素欠乏及び有害ガスなどの安全処置
3. 供用中の施工における排水対策

4. 安全に関する研修、訓練

5.4 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- ①工事工法
- ②粉じん（塵）対策
- ③臭気対策
- ④騒音・振動対策
- ⑤防爆対策
- ⑥温水・排水熱対策
- ⑦宅内逆流噴出等対策

第6節 品質管理

6.1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、施工計画書の品質管理計画に記載された、施工前、施工時およびしゅん工時の品質管理について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

6.2 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため適正な管理下で製造されたことを証明する資料(使用材料・組成一覧表(材料証明書)、品質証明書、化学物質安全データシート(MSDS)、材料納品書(納品伝票)、ミルシートなど)を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

6.3 施工時の構築方法別品質管理

受注者は、構築方法別（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）に次の項目については施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理するとともに、自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

1. 熱硬化タイプ

- ①材料挿入（反転・引込）速度
- ②反転時および拵径時の圧力管理

- ③硬化時の圧力管理
- ④硬化温度管理および硬化時間管理
- ⑤冷却養生時間管理

2. 光硬化タイプ

- ①材料挿入（引込）速度
- ②拡径時の圧力管理
- ③硬化時の電源管理
- ④硬化時の圧力管理
- ⑤硬化温度管理
- ⑥硬化時間管理
- ⑦冷却養生時間管理

3. 熱形成タイプ

- ①材料挿入（引込）速度
- ②蒸気加熱時の温度管理
- ③蒸気加熱時の圧力管理
- ④拡径、冷却時の温度管理
- ⑤拡径、冷却時の圧力管理

6.4 しゅん工時の品質管理

受注者は、反転、形成工法で施工した試験片（原則、施工スパン毎に採取する）を使用して、公的試験機関やISO/IEC 17025認定試験所で試験を行わなければならない。その際、以下の点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

1. 設計曲げ強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
2. 曲げ弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
3. 耐薬品性が規格値を満足していること。
4. 引張強度（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
5. 引張弾性係数（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
6. 圧縮強度（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。
7. 圧縮弾性係数（短期）の試験結果は、申告値を上回ること。

第7節 出来形管理

7.1 寸法管理

受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径、延長を計測しなければならない。また、更生管と既設管きよの密着性を確認するため、更生管の内径について、硬化直後と24時間以降で図-1に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

7.2 更生管厚み・内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

1. 更生管の測定は、1 スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。
2. 更生管の測定箇所は円周上の6箇所とする。ただし、マンホール内に更生管を突出した状態で更生を完了する場合には、突出し部分の管厚に増減が生じるため、既設管きよと更生管の内径差により管厚を求めること。
3. 更生管厚の検査基準は、6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。
 なお、既設管きよと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。
4. 更生管の内径については、硬化直後と24時間以降の測定値で差がないことを確認する。
5. 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。

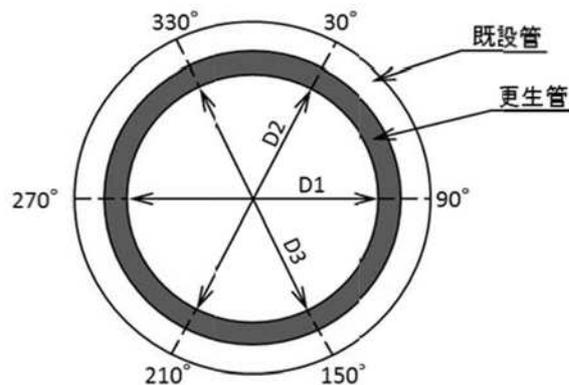


図-1 仕上り内径の測定位置

7.3 内面仕上がり状況

1. 受注者は、更生工完了時において更生管内を洗浄し取付管せん孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいはTVカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。
 なお、TVカメラの場合、取付管口においては必ず側視を行い状況を入念に確認しなければならない。
2. 受注者は、更生工事完了時において、更生管の設計強度、耐久性、水理性能等を損なわないようなシワ、たるみ、はく離、漏水および異常変色等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、取付管口のせん孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性

能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。

7.4 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果およびフィルムなどの記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

第8節 提出図書

8.1 提出図書

受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

- ①系統図
- ②本管用調査記録表
- ③事前調査集計表
- ④成果表
- ⑤材料表（納品伝票）
- ⑥施工管理
- ⑦温度管理・圧力管理記録表
- ⑧溶媒から発生するガス濃度測定記録表
- ⑨品質性能試験報告書
- ⑩酸素欠乏等の濃度測定記録表
- ⑪工事写真
- ⑫その他、監督員が指示するもの。

第9節 その他

9.1 その他

1. 受注者は、事前の調査および作業において、下水道施設に破損、不等沈下等の異常を発見した場合は速やかに監督員に報告し、その指示に従うこと。
2. 設計図書に特に明示していない事項であっても、施工上で当然必要になるものは、受注者の負担において処理すること。
3. その他、特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。